

第3次十和田市総合計画策定支援業務公募型プロポーザル 評価基準書

評価基準の項目		配 点
1. 基本要件		
(1)業務の理解度	事業の目的、趣旨を十分に踏まえた提案がなされており、策定スケジュールは適切か。	5
(2)応募者の確実性	・経験豊富で専門知識を有した者の十分な配置など、適切な調査体制がとられ、業務を円滑かつ着実に遂行できる運営体制がとられているか。 ・発注者（十和田市）との業務分担や連携について明確であるか、円滑に進められるか。	10
2. 業務内容		
(1)総合計画の策定支援（総合戦略を含むものとする。）	・現行の総合計画の内容及び総合戦略の内容を理解した提案がなされているか。 ・総合戦略の統合について具体的に示された提案となっているか。 ・幅広い世代の市民の意見を取り入れる有効な手法の提案が複数あるか。また、意見を集約するための体制構築、運営方法等の提案があるか。	20
(2)基礎調査・分析	・現行の総合計画、総合戦略の検証方法についての着眼点、分析力、考察力が優れているか。 ・当市の地域特性を理解し、市の「強み」・「弱み」・課題等を的確にとらえる提案が複数なされているか。 ・基礎調査や現状分析の結果を計画に反映させる手法の提案がなされているか。	30
(3)総合的判断	仕様書に示した内容以外の独自の提案や、創意工夫のある優れた提案がなされているか。	15
3. 見積内容		
	見積額が委託上限以内であり、積算内訳が妥当であるか。	20
合計		100

【採点・選定方法】

- 各委員が各選定基準の項目の内容ごとに5段階評価（大変優れている5点、優れている4点、普通3点、劣っている2点、大変劣っている1点）する。
- 項目毎に各委員の評価の平均を出し、その項目の配点を5で割った数を掛け、その項目の得点とする。（平均評価点×項目の配点／5）
- 各項目の合計が、最も高い団体を候補者として選定する。ただし、60点を下回る場合は選定しない。
- 「見積額による得点」は、上限額に対して98%以上の額が3点、98%未満から96%以上の額が4点、96%未満の額が5点とする。（該当する段階の評点／5×当該項目の配点）
- 評価点が同点の者が2団体以上となった場合、いずれの提案者も同等のサービスが提供できると選考委員会が認めた場合は、見積額の低い方を候補者とする。ただし、見積額の評価も同等であるときは、市職員によるくじにより選定するものとする。